

群馬県立歴史博物館展示解説多言語化業務
仕様書

1. 業務の名称

群馬県立歴史博物館展示解説多言語化業務

2. 契約期間

契約日から令和3年3月26日まで（予定）

3. 趣旨・目的

群馬県立歴史博物館では、スマートフォンやタブレット端末で操作する「AR・多言語アプリ」を今年度から順次、各展示室に導入する予定である。

本業務は、このアプリ内に多言語解説機能を整備するため、それに必要な多言語情報を作成することを目的とする。

4. 内容

本業務では、東国古墳文化展示室の展示品解説を多言語化し、それぞれの言語を用いる外国人にとってわかりやすい内容のテキスト及び音声データを完成させる。

5. 仕様

(1) 使用する言語

英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、ポルトガル語の5言語とする。

(2) 作成する解説原稿数

10テーマ程度（1テーマあたりの原稿文字数は400字程度）

※上記5言語について、それぞれの日本語訳を作成すること。なお、参考となる資料が必要な場合は、群馬県立歴史博物館が提供する。

(3) 作成する多言語音声データ数

10テーマ程度（1テーマあたりの再生時間は概ね2分以内）

6. 提案内容

(1) 各言語におけるデータ作成者について

各言語の多言語化にあたる原稿執筆者及び監修者について提案すること。

提案に際しては、氏名・肩書きに加え、本業務に関係する経歴や実務経験等（例：「〇〇大学史学科教授」「〇〇大学大学院史学科修了」「〇〇時代に関する翻訳実績あり」「〇〇歴史博物館勤務経験あり」「〇〇語に関する資格取得者」など）を併せて記載すること。

また、未定の場合は、どの程度の能力を有する者を想定しているかを提案すること。

(2) 実施業務の工程について

実施業務の各工程について、その内容を提案すること。

(3) 理解促進のための取り組みについて

外国人にとってわかりやすい内容のテキスト及び音声データを完成させるために、

留意する取り組みについて提示すること。

7. 成果品

(1) 成果品の種類

成果品は電子ファイルで納品すること。データ等の保存形式は、汎用性のあるデータ形式とし、契約後に群馬県立歴史博物館と協議の上決定すること。

(2) 成果品の納入

成果品は、以下の場所に納品するものとする。

〒370-1293

群馬県高崎市綿貫町 992-1 群馬県立歴史博物館（担当：深澤・白石）

8. 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じた場合は、その都度速やかに群馬県立歴史博物館と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (2) 委託により製作された成果品に関する全ての権利は群馬県に帰属するものとする。
- (3) 本業務は、文化庁の補助事業を活用して行っていることに留意すること。したがって、受託者は、本補助事業の事業目的や概要、補助要件を深く理解した上で、その補助事業の範囲内で事業を成立できるようにすること。
- (4) 本業務の実施により取得した個人情報は、厳重に管理すること。

9. 参考

- (1) 本事業は、文化観光推進法に基づく「群馬県立歴史博物館イノベーション文化観光拠点計画」によるものである。
- (2) 多言語原稿の作成に当たっては、観光庁「魅力的な多言語解説作成指針」に準拠すること。